

伊万里市市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月19日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 2 6 号

伊万里市市営駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊万里市市営駐車場条例（平成 1 7 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両のうち自動車（大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び原動機付自転車」を「第 3 条に規定する自動車の種類のうち普通自動車」に改める。

第 4 条中「別表第 1」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 使用日 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (2) 使用時間 午前 0 時から午後 1 2 時まで

第 6 条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条第 3 項中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中

「

種類\区分	3 0 分以内	その後 3 0 分ごとに
普通自動車	1 0 0 円	5 0 円
普通自動車	無料	1 5 0 円
普通自動車	1 0 0 円	5 0 円

」

を

「

最初の 3 0 分までの料金	最初の 3 0 分を超える 3 0 分までごとの料金
----------------	-------------------------------

1 0 0 円	5 0 円
無料	1 5 0 円
1 0 0 円	5 0 円

」

に改め、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 を別表第 2 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 （第 6 条関係）

駐車場	料金
船屋町駐車場	月額 4, 9 3 0 円
駅前東駐車場	

別表第 4 を削る。

第 2 条 伊万里市市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表駅前広場駐車場の項を削る。

第 7 条を次のように改める。

（時間駐車場の使用手続）

第 7 条 時間駐車場を使用する者は、駐車場に入場する際駐車券の交付を受け、退場する際これを自動料金精算機に挿入し、駐車料金を納付しなければならない。

別表第 1 中

「

中央駐車場	1 0 0 円	5 0 円
駅前広場駐車場	無料	1 5 0 円
駅前東駐車場	1 0 0 円	5 0 円

」

を

「

中央駐車場	1 0 0 円	5 0 円
駅前東駐車場		

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。